

令和3年度八頭町家庭用発電設備等導入推進補助金

令和3年度補助金予算額 298万円

八頭町では、環境にやさしいまちづくりを推進するため、家庭用発電設備等を設置される町民に対して設置費の一部を補助します。対象となる設備は、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、太陽熱利用機器、薪ストーブ等、定置用蓄電池等です。

対象設備	補助金算定	限度額
太陽光発電	1kW 当たり 46,000 円かつ 1 件当たり 230,000 円を限度	総事業費の 3分の1
家庭用燃料電池	1 件当たり 120,000 円	
太陽熱利用機器	1 件当たり 70,000 円	
薪ストーブ等	1 件当たり 180,000 円かつ機器の価格の5分の2以内	
定置用蓄電池等	蓄電容量 1kWh 当たり 50,000 円かつ 1 件当たり 200,000 円を限度	
	V2H	1 件当たり 200,000 円

【対象事業の要件】

- 補助対象者が発注する事業者と設備工事を行う事業者は県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）であること
- 総事業費に補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費及び仕入控除税額を含めないこと
- 対象設備の着工前であり、同一年度内に事業完了する見込みであること

【対象設備の要件】 ※いずれか1つのみ

太陽光発電システム 1件当たりの太陽電池の最大出力が10kW未満で、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること。また、電力会社と電力受給契約を締結済み又は締結予定の者。ただし、全量自家消費するため電力受給契約を締結しない場合はこの限りでない。

家庭用燃料電池 経済産業省の民生用燃料電池導入支援事業補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であること。

太陽熱利用機器 不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱層等から構成され、給湯に利用するソーラーシステムであること。集熱面積は2㎡以上。

薪ストーブ等 木質燃料を利用し、発生した熱を利用する機器。

蓄電池 蓄電容量が1kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること。10kW未満の太陽光発電システムと連携するものであること。

電気自動車等充電設備（V2H） 電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであること。10kW未満の太陽光発電システムと連携するものであること。住宅にV2Hを導入し、「とっとりEV協力隊」の登録を行うこと。

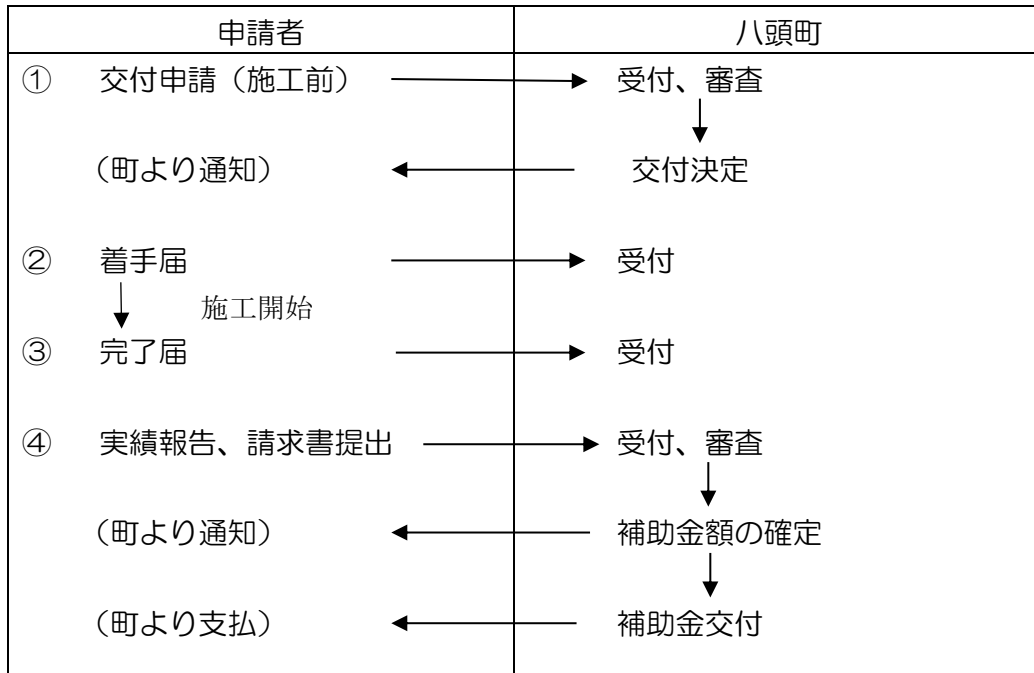
【補助対象者の要件】

- 八頭町内に住所を有する者又は転入予定者であって、自ら居住する町内の住宅に対象設備を設置する者
- これまでに本補助金の交付を受けていない住宅であること
- 町税等の滞納がないこと



（手続きの流れ・書類等は裏面に記載）

【申請から補助金交付までの流れ】



【提出書類一式】

●交付申請時

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書及び収支予算書
- ③対象設備の設置に係る契約書もしくは見積書（明細が分かるもの）の写し
- ④対象設備の形状、規格等を説明する書類（写し可）
- ⑤対象設備の設置予定場所の位置図及び現況写真
- ⑥発注及び施工予定事業者届出書

●事業着手

- ①着手届（交付決定後に提出）

●実績報告時

- ①完了届
- ②実績報告書
- ③事業報告書及び収支決算書
- ④対象設備の設置費に係る領収書の写し及びその内訳を示す内訳書
- ⑤対象設備の設置場所の位置図及び設置工事完了後の現況写真
- ⑥電力会社との電力需給契約書の写し（太陽光発電システムの契約）
- ⑦発注及び施工事業者報告書
- ⑧請求書・受入額調書

●その他の様式

- ①確約書（申請時に町外在住、新築等により住所異動される方などの場合）

●問い合わせ・申請先

八頭町役場 企画課

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地

電話 0858-76-0212 Email : yazu-kikaku@town.yazu.tottori.jp